

令和7年10月6日

指摘事項に対する改善措置状況を 公表しました

以下の通り、指摘事項に対する改善措置状況を公表しました。

1 内 容

指摘事項に対する改善措置状況について

- ①令和7年4月実施定期監査分(総務局人事部人事課)
- ②令和7年3月実施定期監査分(保健福祉局保健福祉部保健福祉企画総務課)

【問い合わせ先】

岡山県 監査事務局 吉川・多田 直通086-803-1552 内線4564・4565

岡山市監査委員公表第 2 1 号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡 人 第 1 9 8 号
令和7年9月19日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和7年4月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、
地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和7年4月実施分）

人事課

指摘事項

○支出事務について

退職手当の支給額を誤って過少に算定したことにより生じた遅延損害金を賠償金として支出している事例が認められましたので、今後、同様の事例が発生しないよう、適正な事務処理を行ってください。

改善措置状況

○支出事務について

退職手当は、退職時の給料月額をもとに算定を行いますが、勤続期間中に退職時の給料月額を上回る給料月額があった場合は、条例の規定により、最も高かった給料月額を勘案して算定することとなっています。しかし、このたび、過去に退職した市長事務部局の職員のうち一部の職員について、最も高かった給料月額を勘案せずに算定したため、退職手当を本来支給すべき金額より少なく支給していました。そのため、未支給分の退職手当とそれに伴う遅延損害金をあわせて支払ったものです。

今後は、このようなことが起こらないよう、関係する条例や規程について、最新の動向や事例も含め十分に確認し、特に留意すべき事項についてはマニュアルへ記載するとともに、改めて複数人でのチェックを徹底するなど、再発防止に努めてまいります。

岡山市監査委員公表第 2 2 号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により公表する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

岡保福総第 19 号
令和 7 年 9 月 4 日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大森 雅夫

定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和 7 年 3 月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、
地方自治法第 199 条第 14 項の規定により通知します。

別 紙

定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和 7 年 3 月実施分）

保健福祉局 保健福祉部 保健福祉企画総務課

指摘事項

収入事務について

令和 7 年 1 月 3 1 日現在、滞納繰越分の収入未済額が、返納金において 1 0 万円（収納率 0 %）認められました。

今後とも、この解消に努力をしてください。

改善措置状況

これまで、滞納繰越分の返納金については、文書催告のほか、訪問催告をしてまいりました。令和 7 年 7 月 1 0 日に債務者宅への訪問催告を実施したところ、当該建物が居住不能な状態であることを確認しました。今後とも債務者の居所を調査し、岡山市債権管理条例に基づき、引き続き適切な債権管理に努めてまいります。

（参考）

返納金（滞納繰越分）

（令和 7 年 8 月 3 1 日現在）

節	細節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
民生費雑入	返納金（滞納繰越分）	円 100,000	円 0	円 100,000	% 0